

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その11）が発出されています

- 1、新型コロナウイルスの感染が拡大している間に限り、オンライン診療料の施設基準のうち、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件は適用しない。
- 2、その他、新型コロナウイルスの感染が拡大している間の臨時的な対応として
 - 新規にオンライン診療料の届出をする場合、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件は適用しない。
 - 既にオンライン診療料の届出を行っている医療機関で、1月当たりの再診料等の算定回数の合計に占めるオンライン診療料の算定回数の割合が1割以下であることとする要件だけが満たせなくなった場合、変更の届出は不要。
 - 令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」で示されている、「院内トリアージ実施料」の算定、「二類感染症患者入院診療加算」の算定にあたって必要とされている感染予防策は、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従った院内感染防止等に留意した対応を行い、特に、「5院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）」の内容を参考とすること。「院内トリアージ実施料」を算定する診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。
 - 上記「院内トリアージ実施料」を、新型コロナウイルス感染症であることを疑われる患者に対してのみ算定する場合は届出は不要。
 - 治療のため現に通院している患者であって、新型コロナウイルス感染症を疑う症状で受診したものについて、必要な感染予防策を講じた上で、当該患者の診療を行ったときには、再診料等を算定した場合であっても、院内トリアージ実施料を算定できる。
 - 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等の前に施設基準を満たしていた保険医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたこと等により、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合等の要件を満たさなくなった場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。
 - 精神科訪問看護基本療養費を算定する訪問看護ステーションの届出基準の1つの「国、都道府県又は医療関係団体等が主催する精神科訪問看護に関する研修」について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、集合研修ではなくeラーニング等のWEB配信による研修を受講した場合、国、都道府県又は医療関係団体等が実施し、必要な内容が網羅されたものであれば、認められる。
 - 今次診療報酬改定で新設された「がんゲノムプロファイリング検査」の「2結果説明時」の算定で必要とされる患者説明について、来院による新型コロナウイルスへの感染の危険性や当該患者の疾患の状態等を考慮した上で治療上必要と判断した場合に限り、電話や情報通信機器を用いて結果を説明しても算定できる。ただし、治療方針等について記載した文書を後日患者に渡すこと。
 - 「がんゲノムプロファイリング検査」の「2結果説明時」の算定で必要とされる検討会（エキスパートパネル）の開催については「やむを得ない場合は、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な情報通信機器を用いて参加することで出席とみなすことができる」とされているが、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じるに当たり、情報通信機器などでリアルタイムの参加が困難となる場合に限り書面での参加も可能とする。